

- 凡 例
 ○ ----- 原則として対象とするもの
 △ ----- 場合によって異なるもの
 × ----- 原則として対象とならないもの

(1) (建 物)

工事種目	項 目	判定	対 象 内	対 象 外	備 考			
本 工 事	雑 工 事	机	壁等に取り付けられたバスケットゴール、助木等 建物に固定してあるもの	左記以外	建物に固定してあっても、対象外			
		実験機の類						
		教卓						
		椅子						
		譜面台						
		ブラインド						
		カーテン						
		暗幕						
		どん帳						
		すのこ						
		体育用具						
		各種球技ネット等の支柱固定金具及び鉄棒等の固定金具				△	建物に固定してあるもの	左記以外
		陳列台				△	作り付け既製品であっても、下地仕上げをせず、壁床等に固定してあるものを含む	
		陳列棚				△		
		書棚・書籍				△		
		作業台				△		
		カウンター				△		
		流し				△		
		ガス台				△		
		下駄箱				△		
雨具入れ	△							
カバン等の物入れ	△							
掃除用具入れ	△							
ロッカー	△							
テレビハンガー	△							
テレビ台	△	左記以外 つり下げ等						
タラップ	△							
鏡	△							

工事種目	項 目	判定	対 象 内	対 象 外	備 考
本 工 事	雑 工 事	スクリーン	△	教室内にあり、建物に固定してあるもの 建物の壁、犬走りに付属したもの 建物の一部となっているもの ステージの下にあり建物の一部となっているもの 壁仕上げとして使われた場合 建物の屋上・壁・犬走り・玄関ポーチ等に付属したもの 固定してあるもの	左記以外 つり下げ等 左記以外及び椅子 左記以外 左記以外 (屋体内にあるカーテン式のものは全て対象外) 左記以外 キヤスター付き等の移動用黒板等
		国旗等掲揚塔	△		
		移動収納観覧席	△		
		ステージ下収納台車	△		
		レリーフ	△		
		デザインタイル	△		
		壁画	△		
		スタンドグラス	○		
		強化フィルム	○		
		防球ネット	△		
		花壇	△		
		水飲み場	△		
		足洗場	△		
		泥落とし金具	△		
		黒板	△		
		掲示板	△		
		校名プレート	△		
		教壇	○		
		煙突	○		
		屋上フェンス	○		
浴槽	○				
室名札	○				
階数表示札	○				
換気扇	○				
換気天蓋	○				
換気ダクト	○				
点検口蓋	○				

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考	
本 工 事	雑 工 事	ドレーン	○	建物に固定されたもの	左記以外	
		採光装置(ト ップライト)	△			
		和室畳 障子・あすま アコーディオ ンカーテン	○ ○ ○			
		間仕切りパネ ル	△	レール支柱等が建 物に固定してある もの	ついたて等	
		カーペット・ 人工芝	△	床仕上げとして使 われた場合	床に置いてあるだ けのもの	
		網戸 スロープ	○ ○	増改築のために生 じた取合い部分の 張り及び必要最小 限度の復旧	左記以外	
		増改築時の既 存建物との取 合い工事	△			
既存建物内の 防火扉	×					
付 帯 工 事	電 気 工 事	負担金・申請 手続費	×	敷地内	敷地外	事務費に含 める
		移動照明器具	×			
		屋外照明 配線	×			
		電柱	△			
		分岐・引込工 事	△			
		変圧器	○			
		配(分)電盤	○	建物に固定された もの	卓上型・壁掛型	
		キュービクル	○			
		取付器具	○			
		取付照明器具	○			
		建築当初から 取付けられた 照明灯	○			
		表示灯	○			
		インターホン	△			

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考			
付 帯 工 事	電 気 工 事	電話機	×	非常放送用のもの 当該学校の共聴用 のもの	左記以外 左記以外	建物に固 定された 架台等は 対象内 共聴用のラ ジオアンテ ナを含む		
		マイクロホン	×					
		テレビ	×					
		アンプ	△					
		テレビアンテ ナ	△					
		衛星通信受信 設備一式	○					
		電気時計	○				建物の壁・犬走り に付属したもの	左記以外
		スピーカー	△					
		ベル	○				建物に固定した もの	左記以外
		チャイム	○					
		ブザー	○					
		避雷針設備	○					
		プロジェクター	△					
		電動スクリーン	△					
		扇風機・送風 機等	△					
		テレビ・電話 ・インターホ ン等の配線 (管)	△					
		電話交換機	○					
		防犯灯	△	建物の外壁・犬走 りに付属したもの	左記以外			
		防犯監視装置	△	防犯・安全対策 用として建物・ 門等に付属した もの	左記以外			
		監視カメラ	△					
モニタ								
感知センサー など								
非常通報装置								
非常電話	△	防犯・安全対策 用として建物・ 門等に付属した もの	左記以外					
非常ベル								
非常ブザー など								
					大規模改造 事業の取扱 については 平成14年 8月30日付 け14初施助 第6号の通 知による			

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考	
付帯工事	電気工事	キュービクル等の廻りのフェンス	○			
		エレベータ	○			
		自家発電設備	○			
		非常用蓄電池	○			
		誘導灯	○			
		非常照明設備	○			
		消防署への直接連絡設備	○			
		感知器	○			
		火災報知器	○			
		ガス漏れ警報器	△	建物の壁などに固定したもの(設備)	左記以外	
既存建物からの接続	△	増改築に伴い必要となる工事のうち専用部分及び共用部分(当該増改築部分にかかる経費とする)	左記以外		共用部分は撤去費を除き面積按分する	
将来、増改築及び電気容量の変更に伴う増設予定の為の配線(管)	△	補助対象建物内	左記以外			
既存建物内の火災報知器の受信機及び消防署への直接連絡設備	△	消防法等により補助建物の建築に伴い改修又は増設の必要があるもの	左記以外			
給排水衛生機械工事	負担金・申請手続費	×			事務費に含める	
	ガス器具	×				
	消火器・消火弾	×				
	防火用貯水槽	△		修景用の池等		
	避難器具	△	建物に固定してあるもの及び避難袋の類	左記以外		

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考	
付帯工事	給排水衛生機械工事	給水栓	○			
		貯受水槽	○			雨水貯水槽を含む
		給水タンク	○			
		給水ポンプ	○			
		給排水配管	○			
		トラップ	○			
		散水栓	△	犬走内	左記以外	
		さく井	△	敷地内	敷地外	給水工事に限る
		排水ポンプ	○			
		犬走側溝	○			
		排水溜楯	○			
		グレーチング	○			
		し尿浄化槽	○			
		汚水ポンプ	○			
		生ゴミ処理機	△	建物又は地面に固定されたもの	左記以外	上屋も対象内とする
		取付器具	○			
		汚水管	○			
		瞬間湯沸器	○			温水器を含む(電気・太陽熱・灯油・ガス等全て含む)
		ガス配管	○			
		諸コック	○			
消火栓ボックス	○					
連結送水栓	○					
感知器	○					
配線	○					
分岐・引込工事	△	敷地内	敷地外			
ドラフトチャンパー	△	壁に固定したもの	左記以外			
スプリンクラー	△	特殊教育諸学校の寄宿舎	左記以外	(昭和63年6月13日付け文部大臣裁定による)		

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考
付帯工事	給排水衛生機械工事	△	増改築に伴い必要となる工事のうち、専用部分及び共用部分（当該増改築分にかかる経費とする）	左記以外	共用部分は撤去費を除き面積按分する
	将来、増改築・増設予定の為の配管(線)	△	補助対象内建物	左記以外	
冷暖房工事	暖房機器及び付属設備一式	○	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として積雪寒冷地を除く地域の学校(注1)の普通教室、特別教室(注2)等で環境に配慮した空調施設 ・特別教室(注3)並びに職員室及び保健衛生室 ・特殊教育諸学校 ・沖縄県の普通教室 ・少人数授業を行う多目的教室 ・地域開放対象室等 ・公害防止工事等 	左記以外	床暖房については建物に固定してあるもののみ対象内
	ファンヒーター	×			
	ストーブ	×			
	冷房機器及び付属設備一式	△			
	全熱交換機	○	増改築に伴い必要となる工事のうち、専用部分及び共用部分（当該増改築分にかかる経費とする）	左記以外	共用部分は撤去費を除き面積按分する
	既存建物内のボイラー工事	△			

(注1) 積雪寒冷地のうち「おおむね、冷房デグリーゼー70℃以上かつ冷房期間50日以上」の地域の学校は、補助対象とする

(注2) の特別教室とは、理科教室・生活教室・図画工作教室・美術教室・技術教室・特別活動室

(注3) の特別教室とは、注2以外である。

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考
付帯工事	冷暖房工事	△	将来、増改築・増設予定の為の配管(線)	補助対象内建物	左記以外
	門囲障等工事	門	△	建物の増改築に伴い必要となる門柱・戸及び扉の増改築（これに付随する花壇等を含む）	左記以外及び道路に該当する工事
囲障		△	建物の増改築に伴い必要となる囲障の増改築で敷地境界又は、これに準ずる箇所にあるもの（生垣及び防球ネットを含む）	左記以外 (平成元年5月8日付け元教施第8号通知により改正)	
吹き抜けの渡り廊下		△	建物の増改築に伴い必要となるもの	既存建物間をつなぐもの	回廊状のもの、ピロティー利用は本工事に含める
共通	実施設計費	○			前年度支出済みも対象(注4)(注5)
	基本設計費	△	学校施設全体を整備する(分離新設、統合、移転、全面改築)事業	左記以外 (昭和61年5月8日文施助第22号文部大臣裁定による)	前年度及び前々年度支出済みも対象(注6)
	耐力度調査費	△	改築事業、大規模改造事業及び地震防災対策事業	左記以外	〃
	耐震診断費	△			〃
					補強計画も対象(注4)

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考	
共通	地質調査工事費	△	敷地内	敷地外	全額工事費として扱う前年度支出済みも対象(注5)	
	仮設工事	工事用搬入路整備	△	仮設工事費として対象とする。直接工事費の割合(補助分と単独分)で按分する	工事と関係のない仮設工事	敷地外も含み土地借料も対象内
		仮設渡り廊下設置	△			
		非常階段の移設費	△			
旧建物等の埋設物の撤去費	△					
	既存建物移転費	×			国庫補助事業の対象となる解体撤去工事は、仮設工事としては対象外	
撤去工事	旧建物等の撤去費	△	危険又は不適格建物のうち、非木造改築補助面積を限度とする	左記以外		

※ (注4) 「地震対策緊急整備事業計画」, 「地震防災緊急事業五箇年計画」及び「原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画」に基づく補強事業(補強工事と一体として行う改造工事等も含む)に係る実施設計費及び耐震診断費については、計画年度内に実施したのもも対象

(注5) 国庫補助申請の調整により国庫補助申請年度を繰り延べた事業で、特に必要と認められたものに係る実施設計費及び地質調査工事費(ボーリング等一式)については、補助事業年度の前々年度支出済みのものも対象

(注6) 国庫補助申請の調整により国庫補助申請年度を繰り延べた事業で、特に必要と認められたものに係る基本設計費、耐力度調査費及び耐震診断費については、補助事業年度の前々々年度支出済みのものも対象

(2) <屋外教育環境整備事業>

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考	
屋外教育環境整備(屋外運動場を除く)	樹木	植樹のための土高	○	屋外教育環境施設を構成するもの	左記以外	
		木	△			
		低木	△			
		草	△			
		芝	張	△		
	舗装	アスファルト 平板 特殊ブロック 人工芝張	△	屋外教育環境施設を構成するもの	左記以外	
			△			
			△			
			△			
	その他	築山池ベンチ花壇畑上屋(東屋)パーゴラアスレチック遊具 花のトンネル 屋外ステージ炊さん場マラソンコース ふれあいの小径	○	土地に固着したものの 複数の遊具があること	建物の要件にあてはまるもの 従来より一般的な遊具であったもの(ブランコ、鉄棒、ジャングルジム、滑り台、シーソー等)	幼稚園のみが対象
○						
△						
△						
△						
△						
△						
△	その下をくぐって運動ができるよう配慮されているもの					
△	グラウンドや自動車の通行と区分されているもの	△	建物要件にあてはまるもの	左記以外		
△						
△						

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考				
屋外教育環境（屋外運動場を除く）	その他に付随する工事	水飲み場	屋外教育環境施設に付随するもの	左記以外					
		足洗い場							
給排水工事									
電気工事									
便所									
	その他工事	△	屋外教育環境整備と認められるもの	建物の要件にあてはまるもの（防災広場を整備する場合を除く）	左記以外				
屋外教育環境（屋外運動場）（幼稚園を除く）	舗装	グラウンド	屋外運動場内に整備するもの 不陸調整、勾配確保等のための切土盛土等	左記以外	屋外運動場として使用しない範囲は対象外				
		舗装芝張							
	マラソンコース	△							
		土工事				△			
	付帯施設	暗渠排水溝				○			防球機能を有する圍障は対象内
		側水樹				○			
集水管		○							
バックネット		○							
	防球用フェンス	○							
	門扉	×							
	砂場	○							
	グラウンドマーク	○							
	夜間照明	×							
	鉄棒、遊具	×							

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考
屋外教育環境（屋外運動場）（幼稚園を除く）	付帯施設	球技用支柱基礎	△	テニス、バレーボール、バスケットボール等の支柱基礎	左記以外
		国旗等掲揚塔	△	屋外運動場内に設置するもの	左記以外
	水飲み場 足洗い場 ようちんこ 樹木 散水設備 給排水設備 電気設備	○	屋外運動場整備に付随するもの	左記以外	
		○			
		×			
		○			
共通	設計費等	実施設計費	○		実施設計費を除いた対象工事費の1/100を限度とする
		事務費	×		
	撤去工事	△	事業の実施に伴い撤去する又は支障となる施設（事業実施範囲内）	左記以外	
電気工事	△	屋外教育環境施設に付随するもの（建物内の監視装置等までの配線等を含む）	左記以外		